八　北緯三十四度四分二十秒、東経百三十度五十二分四十二秒の点
九　北緯三十四度四分三十一秒、東経百三十度五十二分五十五秒の点

備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百二十六　海上自衛隊沖縄基地隊（本部地区）

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
勝連平敷屋源河原三千九十五番地	勝連平敷屋（次の図面に示す部分に限る。）	沖縄県うるま市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と九に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域
			一　北緯二十六度十八分四十九秒、東経百二十七度五十五分九秒の点 二　北緯二十六度十八分三十四秒、東経百二十七度五十五分三十五秒の点 三　北緯二十六度十八分十四秒、東経百二十七度五十五分四十八秒の点 四　北緯二十六度十七分四十秒、東経百二十七度五十五分三十六秒の点 五　北緯二十六度十七分二十九秒、東経百二十七度五十五分十八秒の点 六　北緯二十六度十七分二十五秒、東経百二十七度五十五分三秒の点 七　北緯二十六度十七分二十六秒、東経百二十七度五十四分五十六秒の点 八　北緯二十六度十七分四十三秒、東経百二十七度五十四分二十二秒の点 九　北緯二十六度十八分四秒、東経百二十七度五十四分十七秒の点
		沖縄県うるま市	勝連平敷屋及び与那城饒辺（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに勝連平敷屋及び与那城饒辺以外の次の図面に示す地域

備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百二十七　海上自衛隊沖縄基地隊（桟橋地区）

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
勝連平敷屋源河原千七百三番地二	勝連平敷屋（次の図面に示す部分に限る。）	沖縄県うるま市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域
			一　北緯二十六度十七分四十五秒、東経百二十七度五十五分七秒の点 二　北緯二十六度十七分三十秒、東経百二十七度五十五分〇秒の点 三　北緯二十六度十七分二十五秒、東経百二十七度五十四分五十四秒の点 四　北緯二十六度十七分十五秒、東経百二十七度五十四分二十三秒の点 五　北緯二十六度十七分十九秒、東経百二十七度五十四分十秒の点 六　北緯二十六度十七分四十一秒、東経百二十七度五十三分四十八秒の点 七　北緯二十六度十八分七秒、東経百二十七度五十三分五十秒の点 八　北緯二十六度十八分十六秒、東経百二十七度五十三分五十八秒の点
		沖縄県うるま市	勝連内間及び勝連平敷屋（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに勝連内間及び勝連平敷屋以外の次の図面に示す地域

備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。